

徳重地区会館だより

第51回発行
平成27年6月1日

日頃より徳重地区会館をご愛顧いただきまして誠にありがとうございます。
 いよいよ6月に入り、一般的には一年の内で最も憂鬱な季節を迎えます。
 例年ですと、東海地方の梅雨入りは6月8日頃、梅雨明けは7月21日頃となっています。
 ちなみに昨年は、梅雨入りが平年より4日早い6月4日、梅雨明けが平年並みの7月21日でした。
 この季節になると『食中毒』や『カビ・ダニ』の話題がクローズアップされて来ます。
 何といても原因の大きな要素は「じめじめとした湿気」でしょう。
 対策としては、できる限り空気を入れ替えたり、普段あまり使うことのない部屋や物置などの空気を滞留させないようにしてください。
 料理をする際は事前に手洗いを徹底して行い、細菌を寄せ付けないようにしましょう。
 また、口にするものはできる限り生で食することを控え、火を通したものを食べるようにしましょう。
 家族みんながこの季節を健康で乗り切り、楽しいことの多い「夏」を元気に迎えたいものです。
 徳重地区会館の職員は、梅雨の季節だからこそ普段以上の明るい声と笑顔で、ご来館いただく方々をお迎えしたいと思っております。

徳重地区会館館長

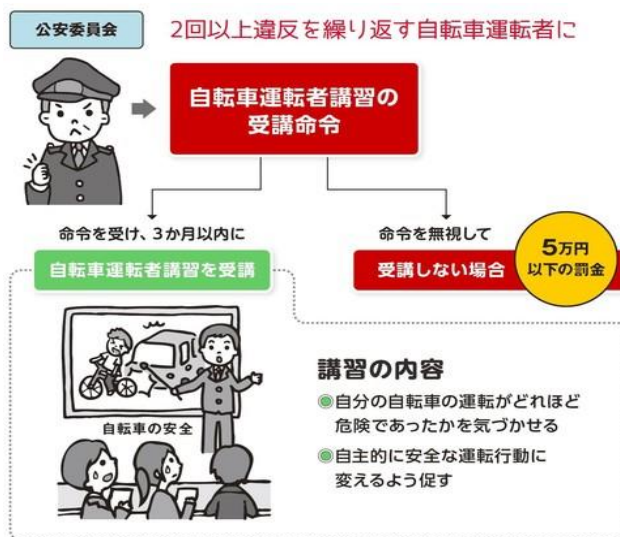
※改正道路交通法が一部施行されます／平成27年6月1日施行

平成27年6月1日より、悪質な違反を繰り返す自転車の運転者には、安全運転を行わせるため講習の受講が義務づけられます。
 悪質な違反とは、たとえば「信号無視」「一時不停止」「踏切不停止」「酒酔い運転」など以下の14項目の違反をさします。
 これらの違反を3年以内に2回以上繰り返す自転車利用者に講習の受講を義務づけ、未受講者は罰金刑が適用されます。

1、信号無視	8、交差点優先車妨害等
2、通行禁止違反	9、環状交差点の安全進行義
3、歩行者用道路徐行違反	10、指定場所一時不停止等
4、通行区分違反	11、歩道通行時の通行方法違
5、路側帯通行時の歩行者	12、ブレーキ不良自転車運転
6、遮断踏切立入り	13、酒酔い運転
7、交差点安全進行義務違	14、安全運転義務違反

■自転車安全講習／3時間／講習料5700円（標準額）

講習時間	3時間
講習手数料（標準額）	5,700円（都道府県条例で別途定められる）



※罰則規定は裏面を参照⇒

お問い合わせ

名古屋市徳重地区会館 受付窓口
 住所 〒458-0801 名古屋市緑区鳴海町字徳重18番地41（ユメリア徳重内）
 TEL/FAX 052-878-2055
 E-mail otoiwase@tokushige-chikukaikan.jp
 URL <http://www.tokushige-chikukaikan.jp/>

お知らせ

緑区政運営方針を下記の市ウェブサイトに掲載しています。
 また、徳重支所でも配架していますので、ぜひ、ご覧ください。
<http://www.city.nagoya.jp/midori/category/151-5-0-0-0-0-0-0-0-0-0.html>



自転車の主な交通ルール違反の罰則一覧

違反名	罰則等	適用法条と条文要旨
○ 飲酒運転の禁止	5年以下の懲役 又は 100万円以下の罰金	第65条第1項 何人も酒気を帯びて運転してはならない。
○ 信号無視	3月以下の懲役 又は 5万円以下の罰金	第7条 信号機の表示する信号又は警察官等の手信号等に従わなければならない。
○ 一時不停止	3月以下の懲役 又は 5万円以下の罰金	第43条 道路標識等により一時停止すべきことが指定されているときは、停止線の直前で一時停止しなければならない。
○ 無灯火	5万円以下の罰金	第52条 夜間、道路を通行するときは、灯火をつけなければならない。
○ 二人乗り等の禁止	2万円以下の罰金 又は 科料	第57条第2項 都道府県公安委員会が定める乗車制限に反して乗車させ、自転車を運転してはならない。
○ 通行の禁止等	3月以下の懲役 又は 5万円以下の罰金	第8条 道路標識等によりその通行を禁止されている道路又はその部分を通行してはならない。
○ 車道通行	3月以下の懲役 又は 5万円以下の罰金	第17条第1項 歩車道の区別のある道路では、車道を通行しなければならない。
○ 左側通行等	3月以下の懲役 又は 5万円以下の罰金	第17条第4項 道路の中央から左の部分を通行しなければならない。
○ 軽車両の並進の禁止	2万円以下の罰金 又は 科料	第19条 自転車など軽車両は、他の軽車両と並進してはならない。
○ 普通自転車の歩道通行	2万円以下の罰金 又は 科料	第63条の4第2項 道路標識等により通行することができる歩道を通行するときは、歩道の中央から車道寄りの部分を徐行しなければならない。また、普通自転車の進行が歩行者の通行を妨げるときは一時停止しなければならない。
○ 自転車横断帯による交差点通行	2万円以下の罰金 又は 科料	第63条の7第1項 交差点又はその付近に自転車横断帯があるときは、その自転車横断帯を進行しなければならない。

※ 根拠法令～道路交通法